

節、向後の證拠相成り候様、田畠持ち主共の印形取り置き申すべき事

附り、小割帳は村々大切成る御取箇附元に付、  
入れ狂いこれ有る節は直（すぐ）改め、小前（こまえ）末々疑惑請けざる様に  
取り計るべき事

一諸役入目の儀は勿論、宿村の内御伝馬相勤め候

場所は、助成金等割合方念を入れ割り合い、非分ハ勿論、  
相違無き段惣百姓連印、定例の通り式冊宛差し出し改め請け、

役所押切（おしきり）請け置くべき事

附り、夫錢掛り高壹石に付何程、前年と

差引増減を認め、高札場並び名主宅

門口へ札掛け、惣小前は勿論、出作・小作の  
者にも弁えさせるべき事

一御伝馬相勤め候村方は、高百石に付人馬何程相勤め、  
前年増減差引を付け、夫錢（ふせん）帳へ一紙に書き出し、宿方より  
取り置き候人馬出高通帳突き合わせに差し出すべき事

一御料所（ごりょうしょ）國々百姓共、御取箇並び夫食種貸し等、其の外  
願い筋の儀に付強訴（こうそ）・徒党・逃散（ちょうさん）候儀、堅く停止に候處、  
近來（きんらい）御料所の内にも右躰の願い筋に付、御代官陣屋へ  
大勢相集まり訴訟の儀これ有り、不届至極に候、自今（じこん）以後  
厳敷（きびしく）御吟味の上、重き罪科行わるべき旨仰せ出され候、

兼々（かねがね）急度相守り申すべき事

一立て難き願いを大勢申し合い、強（しい）て願いを強訴といい、大勢  
申し合い、遺恨を以て民家等打ち潰し乱妨いたし歩行を

徒党といい、右の類ハ趣意に拘わらず、重科

仰せ付けらる事にて、都（すべ）て願い筋は村役人を以て、御料は  
御代官、私領は地頭へ訴え吟味請け、勿論支配地頭

非分と存ずる儀は、其の筋の奉行所へ訴え出るべし、其の儀無く  
強訴・徒党いたし、其の身ハ首をはねられ、